

# 神奈川県基地関係県市連絡協議会による 平成 31 年度基地問題に関する要望の実施結果について

県と基地に関係する 9 市（横浜市、相模原市、横須賀市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）で組織している神奈川県基地関係県市連絡協議会（会長：黒岩 祐治）は、平成 30 年 8 月 7 日（火）に、次のとおり要望を行いました。

## 1 要望先

内閣総理大臣	安倍晋三	環境大臣	中川雅治
財務大臣	麻生太郎	防衛大臣	小野寺五典
総務大臣	野田聖子	防災担当大臣	小此木八郎
外務大臣	河野太郎	原子力規制庁長官	安井正也
厚生労働大臣	加藤勝信	内閣官房副長官補	前田哲

## 2 要望内容

平成 31 年度基地問題に関する要望書のとおり

### 【重点要望項目】

- I 米軍基地の整理・縮小・早期返還を推進されたい。(P. 3)
- II 厚木基地における航空機騒音を解消されたい。(P. 5)
- III 米国原子力艦の事故による原子力災害対策を強化充実されたい。(P. 8)
- IV 日米地位協定の見直しを行うとともに、その運用について、適切な改善を図られたい。(P.11)
- V 住宅防音工事等、騒音対策の充実を図られたい。(P.16)
- VI 国による財政的措置及び各種支援策を充実されたい。(P.17)

## 3 要請結果

協議会会員が外務省及び防衛省で要望活動を実施（他は郵送等）

外務省（対応者：入谷 貴之 日米地位協定室長）

- 米軍施設・区域の整理・縮小は、引き続き、日米安保体制の目的達成という観点を踏まえつつ、個々の施設・区域の実情を踏まえた適切な対応を行っていく。
- 昨年 9 月に厚木飛行場で空母艦載機の着陸訓練が実施されたことは誠に遺憾。恒常的な訓練施設については、引き続き、防衛省と協力して一步一步進めていく。恒常的な訓練施設ができるまでの間、着陸訓練を可能な限り全て硫黄島で行うことを今後も米側に求めていく。
- 米軍機の騒音問題は、大変深刻な問題と認識。騒音規制措置に関する日米合同委員会合意を遵守すること等により、地元を与える影響が最小限となるよう働きかけを継続してまいりたい。
- 原子力艦船の運用は、安全性に万全を期すよう、引き続き、米側に求めていく。
- 日米地位協定に関して、様々な意見があることは承知。引き続き、手当てすべき事項の性格に応じて、効果的かつ機敏に対応できる最も適切な取組を積み上げて、同協定のあるべき姿を不断に追及していく。
- 7 月 27 日に厚木飛行場内で米軍のヘリから窓が落下した事案は、重大な事故につながりかねないことから、外務省からも米側に対して、詳細な情報提供及び航空機の整備徹底等を申し入れた。在日米軍関係者、米軍機等による事件・事故は、あってはならないものであり、今後も米側に対し、様々な機会を捉えて安全対策の徹底を求めていく。

防衛省（対応者：熊谷 昌司 地方調整課長）

- 米軍基地の整理・縮小・早期返還については、引き続き努力していく。
- 空母艦載機の着陸訓練については、引き続き、全面的な硫黄島での実施について米側に理解と協力を求める。また、恒久的な着陸訓練施設の確保は安全保障上の重要課題と位置付けられており、早期に恒久的な施設の確保が実現できるよう、引き続き努力していく。
- 厚木飛行場は日米同盟にとって重要な防衛施設であり、空母艦載機移駐後においても、米海軍ヘリコプター部隊や海上自衛隊の航空部隊が使用している。また、空母艦載機は今後も訓練、給油や点検等の運用上の所要により、飛来することはあり得る。
- 移駐後の厚木飛行場の騒音については、相当程度低減しているものと認識しているが、引き続き騒音状況の把握に努める。また、航空機の運用にあたっては、騒音規制措置に関する日米合同委員会合意が遵守され、飛行場周辺への影響を最小限にとどめるよう米側に働きかけていく。
- 7月27日に発生した厚木飛行場における米海軍MH-53Eヘリコプターからの窓の落下については、地元の皆様に変なご心配をおかけした。防衛省として、詳細な情報提供、原因究明、再発防止について米側に申し入れをした。米軍機による事故は、あってはならないものと認識しており、点検整備の確実な実施、安全管理の徹底等を申し入れている。引き続き、米軍機の飛行に際して安全面に最大限配慮しつつ、地域の方々に与える影響を最小限にとどめるよう米側に求めていく。
- 米軍人等による事件・事故については、地域の方々に大きな不安を与えるものであり、あってはならないものだと認識しているが、万が一、事故等が発生した場合は、関係自治体に速やかに通報するとともに、情報が得られ次第、関係自治体にその情報の提供や説明に努めていく。
- 住宅防音工事の75W未満の区域の取扱いは、日本全国の住宅防音工事の進捗状況を踏まえて、今後検討していく。また、告示後住宅に対する防音工事については、特に騒音の著しい85W以上の区域において、平成18年1月までに建設された住宅を対象として、現在住宅防音工事の希望届の受付をしている。施策のさらなる拡充については、地元の要望が大変強いことは承知しており、どのような対応が可能か検討している。
- 米軍再編の実施後に生じる生活環境の影響等については、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律に基づき、適切に措置を講じていきたいと考えている。また、基地周辺対策の所要予算確保は、引き続き努力していく。